

# 韓国家庭法院(裁判所)の手続き

## ■ 子の「姓と本」の変更審判請求 ■

韓国は夫婦別姓のため、婚姻によって姓（氏）は変わりません。また、姓は本＝本貫（※）とセットであるため、姓を変更することは＝本を変更することになります。

子の姓と本は、長い間「父」の姓と本に従うと規定されてきました。子の姓と本の変更は近年まで認められませんでしたので、離婚した場合は当然に母と子は姓が異なることになり、母が再婚しても継父と母と子は全員違う姓となるわけです。そこに新たに子が生まれればその子は継父の姓となりますので、はっきりと連れ子であることが周囲に分かってしまいイジメなどの社会問題として指摘されるようになりました。父系血族主義の歴史が長い韓国において、子の「姓と本」の変更はあくまで「子の福祉」の観点から特別な場合に限り認められます。

現在は婚姻時のみ、子の姓と本を父又は母に選択できるようになりました。

### 【原則】

婚姻中の出生者は、原則として、父の姓と本に従う。しかし、子の福利のために必要な場合には、家庭法院にその変更審判を請求することができます。

### 【請求権者】

子の姓と本の変更審判は、父、母、子が請求することができます。

### 【管轄法院】

子の姓と本の変更審判は、事件本人の住所地を管轄する家庭法院です。  
※海外居住者は、ソウル家庭法院へ申請します

### 【許可基準】

家庭法院は、子の姓と本の変更請求があった場合に、父母と子（15歳以上の場合のみ）の意見を聞き、変更許可するかを決定します。  
子の福利のために必要な事項を考慮して姓と本の変更許可を決定します。

## ◆ 申請方法及び添付書類

変更審判請求書（ハングル書式）と所定の申述書、離婚及び再婚証明書、領事館発行の在外国民登録簿謄本、関係者全員の登録事項別証明書（基本・家族・婚姻関係証明書等）、日本の住民票、在留カード又は特別永住者書の写し、理由書、その他疎明資料を添付しなければなりません。また、韓国国内に送達人を指定する必要があり、法院口座へ送達料の振込みも必要です。日本語文書は全て韓国語翻訳文が必要です。

● 韓国家庭法院への申請手続きは代理することはできません。本人に代わって書類作成・提出代行及び通訳者としてサポート致しております。

## ■ まめ知識 ■

### ☆ 『姓と本』 とは

「姓」・・・約280種あり、金・李・朴・崔・鄭で全体の50%以上を占める。

一文字の姓が大部分だが二文字の姓もある（例：南宮・司空など）

「本」・・・本貫といい、その氏族の発祥の地をいう。父系血族主義の祖先の発祥地域の名称である。

例： Aさん：金〇〇と言います。

Bさん：金□□と言います。

Aさん：どちらの金氏になりますか？

Bさん：「金海」の金です。

Aさん：私は「安東」の金です。よろしくお願いします。

・

・

「同姓同本」とは、もしAさんもBさんと同じく「金海」の金氏である場合、二人は同じ「金」の姓で同じ本貫「金海」なので、氏族の祖先が一緒であると考えられています。

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで  
韓国家庭法院への子の姓と本の変更許可申請  
を完全サポートしています。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348